

軽度者に対する福祉用具貸与の対象外種目について Q&A

Q1…認定結果が出る前に福祉用具を借りたいが、結果次第では軽度者に該当してしまう。この場合の軽度者申請はいつ出すべきか。

A1…原則、福祉用具貸与を始める日の月末までに提出が必要。ただし認定結果が月末以降に出る場合は、事前に介護保険課に連絡をした上で、認定結果が出次第の提出で可。※事前連絡がなければ申請を提出した月以前は自費。

Q2…令和7年9月からの運用変更ということだが、8月末に認定有効期間が切れる利用者は軽度者申請が必要か。

A2…必要ない。9月からの運用とするため9月末以降に認定有効期間が切れる利用者の分から提出が必要。

Q3…医師の医学的所見の情報は、文書で確認しなければならないのか。

A3…必ずしも文書で確認する必要はない。運用の中に記載している通り、医師の医学的所見についてはケアマネジャー等が医師から聴取した医師の医学的所見をケアプラン(介護予防含む)に記載する方法をとっても差し支えありません。その際はどこの誰から、いつ聞き取ったのかの記録も残してください。